

地域警察官による事件、事故の処理要領について（例規通達）

（平成16年8月16日佐本地発第217号）

佐賀県地域警察の運営に関する訓令（平成13年佐賀県警察本部訓令第36号）第6条第2項の規定に基づき、地域警察官による事件、事故の処理要領を下記のとおり制定し、平成16年8月19日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「特定警察署における指定事件の処理要領について（平成8年8月2日付佐本地第543号）」は、平成16年8月18日をもって廃止する。

記

1 制定の趣旨

地域警察官は、交番・駐在所等を拠点として活動し、管内の実態を把握するとともに常時警戒体制を保持し、全ての警察事象に即応することを任務とする。このため、地域警察官は、事件や事故の処理に当たっては初動的な措置を行うものとされているが、近年の社会・経済情勢を背景として、事件や事故は多発化・複雑化の一途をたどり、その処理業務も煩雑化していることなどから、組織内外からの地域警察に対する期待は一段と大きくなっている。

こうした犯罪情勢に適確に対応し、地域社会の負託に応えるとともに、地域警察の刷新強化に資するため、一定範囲の事案については、地域警察において処理し、警察組織全体の活動の合理化、効率化を図ろうとするものである。

2 処理対象事件

- (1) 司法警察職員捜査書類簡易書式例の適用事件で別表に掲げるもの
- (2) 微罪処分対象事件で別表に掲げるもの
- (3) 少年事件で別表に掲げるもの
- (4) 物件事故で別表に掲げるもの

3 処理要領

具体的処理要領については、別表によるものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 地域警察官が処理する事件等は、地域警察官が検挙した事件（物件事故に関しては、現認又は直接届出を受けたもの）とする。
- (2) 処理の過程で対象事件でないことが判明したときは、その時点で、関係書類等とともに主管課へ引き継ぐものとする。
- (3) 地域警察幹部は、地域警察官が処理する事件については、事件指揮の徹底を図り、処理の誤りや遅延がないようにすること。特に、事件の一件記録を主管課へ引き継ぐときは、捜査書類、証拠資料等を確実に手渡すなど、事件捜査に支障を生じないようにすること。

なお、被害届及び認知情報票の早期提出並びに証拠物件の即日引き継ぎに十分留意すること。

- (4) 本処理要領は、地域警察官が通常地域警察活動を通じて行う処理要領を定めたものであり、本処理要領を円滑かつ適正に運用するためには、地域課と主管課との相互理解と協力が必要である。

したがって地域警察幹部は、具体的事件処理に当たっては、主管課の幹部と緊密な連絡調整を行い、場合によっては相互に分担処理するなど、弾力的な運用を図ること。

- (5) 地域警察幹部は、地域警察官の事件処理能力を向上させるため、積極的な指導、教養を行うとともに、自らも知識、能力を高めるよう自己研鑽に努めること。
- (6) 事件処理に当たっては、地域課において確実に事件処理の経過を明らかにしておくこと。
- (7) 交番勤務員が、警察署等において関係者から事情聴取等を行うため交番を不在にする場合には、交番所長等との連携を強化するほか、ブロック運用、パトカーによる駐留警戒等による交番の支援等組織的な連携を図り、「空き交番」対策に配慮すること。

別表

地域警察官による事件、事故の処理要領

対象事件	処 理 範 囲	処 理 要 領	備 考
<p>簡易書式例適用事件</p>	<p>地域警察官が認知し検挙した次の事件で犯行が単純かつ証拠の明らかなもの</p> <p>1 刑法犯</p> <p>(1) 窃盗（屋外窃盗、万引き、同居ねらい、職場ねらい、その他（旧来のかっぱらい））</p> <p>(2) 詐欺（無銭、その他（旧来の寸借））</p> <p>(3) 横領（偶発的犯行で、かつ金員以外のものを対象とするもの）</p> <p>(4) 暴行・傷害（偶発的犯行で、かつ凶器を用いないもの）</p> <p>(5) 前各号のうち未遂罪の定めがあるものは、これを含む。</p> <p>(6) 前各号の事件であって、次に掲げるものは除く。</p> <p>ア 最高検指示（昭和38年6月1日最高検指示第1号）によるもの</p> <p>(ア) 通常逮捕又は緊急逮捕した事件</p> <p>(イ) 令状により差押、搜索又は検証した事件</p> <p>(ロ) 告訴、告発又は自首事件</p> <p>(イ) 共犯者又は関連被疑者のある事件及びそのあることが予想される事件</p> <p>(オ) 否認事件</p> <p>(カ) 公安労働事件、外事事件又は少年事件</p> <p>イ 警察庁次長通達（昭和45年9月16日警察庁乙保発第13号）によるもの</p> <p>(ア) 余罪の多数ある事件（おおむね3件以上）</p> <p>(イ) 勾留が必要と認められる事件</p> <p>(ウ) 前科者（交通関係の業務上過失致死傷罪及び交通法犯を除く。）による事件</p>	<p>1 事件を認知し検挙した地域警察官は、対象事件かどうかを確認し、対象事件のときは署長に報告し、地域課長の指揮を受けて、取調べ、実況見分その他の必要な措置を行い、関係書類を地域警察幹部に提出する。</p> <p>2 地域警察幹部は提出された関係書類を審査し、地域課長に提出する。</p> <p>3 地域課長は、事件の初期的段階から具体的指揮を行い、一件記録受領後は、主管課長と合議し、不備がなければ証拠品とともに主管課に引き継ぐ。</p>	<p>留意事項</p> <p>1 簡易書式例にない書類（弁解録取書、前科照会書、身上照会書等）は、基本書式例による。</p> <p>2 簡易書式例は、共犯者又は関連被疑者のある事件及びそのおそれのある事件は用いることができないが、当初これに該当しないと考えて簡易書式例によって手続を進めたところ途中で該当することが判明した場合は、以後の書類はすべて基本書式例による。</p> <p>3 基本書式例で着手した事件を途中から簡易書式例に切り替えることは許されない。</p> <p>4 簡易書式事</p>

	<p>(イ) 被疑者又は被害者が暴力団関係者である事件</p> <p>(オ) 麻薬等の中毒者による事件</p> <p>(カ) 在日米軍の構成員、軍属又はこれらの家族の関係する事件</p> <p>(キ) 警察本部長の指揮を要する事件</p> <p>(ク) その他主管課が取り扱うことが適当な事件（知名士による事件、被害高額な事件等社会的注目を浴びた事件等）</p> <p>(7) 簡易書式例対象事件であっても、事件の内容等が複雑で事件処理に長時間を要するもの等については、証拠金品とともに関係書類を地域課長等を通じて主管課に引き継ぐものとする。</p> <p>また、事件の取調中において対象外事件であることが明らかとなった時も地域課長等を通じて主管課に引き継ぐものとする。</p> <p>2 特別法犯</p> <p>(1) 軽犯罪法第1条違反で、政治的若しくは思想的背景のある事件又は逮捕後引き続き身柄を留置する必要がある事件を除いたもの</p> <p>(2) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律違反事件で、暴力団関係者による事件又は逮捕後引き続き身柄を留置する必要がある事件を除いたもの</p>		<p>件から基本書式事件に替わる場合の処理については地域課長と主管課長が協議するものとする。</p> <p>5 暴力団関係者とは、暴力団構成員、準構成員又は暴力常習者をいう。</p>
<p>微罪処分事件</p>	<p>1 地域警察官が検挙した窃盗、詐欺、横領、業務上横領又は盗品等に関する事件で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 被害額が2万円以下であること。</p> <p>(2) 犯情が軽微であること。</p> <p>(3) 被害回復がなされていること。</p> <p>(4) 被害者が処罰を希望していないこと。</p> <p>(5) 素行不良者でない者の偶発的犯行であること。</p>	<p>簡易書式例適用事件の場合に準じて処理する。</p>	

	<p>(6) 再犯のおそれがないことが明らかであること。</p> <p>2 地域警察官が検挙した暴行事件で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 凶器を使用していないこと。</p> <p>(2) 素行不良者でない初犯者の偶発的犯行であること。</p> <p>(3) 被害者が処罰を希望していないこと。</p> <p>3 地域警察官が検挙した賭博事件で、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 犯情、程度が軽微であること。</p> <p>(2) 賭けた財物が極めて僅少であること。</p> <p>(3) 共犯者のすべてについて再犯のおそれがない初犯者の犯行であること。</p> <p>4 対象除外事件</p> <p>(1) 通常逮捕又は緊急逮捕した事件</p> <p>(2) 告訴、告発若しくは請求又は自首事件</p> <p>(3) 法令が公訴を提起しなければならないと規定した事件</p> <p>(4) 検事正が特に送致を指示した事件</p> <p>5 地域警察で処理する事件については、被疑者に厳重な訓戒を与え、将来を戒め親権者その他これらの者に代わるべき者から請書を徴し、書類を主管課に引き継ぐものとする。</p> <p>6 事件の取調中に簡易書式例対象事件又は引継事件であることが明らかとなったときは、その時点で簡易書式例によって処理し、その他の事件については地域課長等を通じて主管課に引き継ぐものとする。</p>		
少年事件	少年事件簡易送致のうち定型明白な少年事件	事件処理に当たっては、少年事件選別主任者と十分協議する。	
物件事故	地域警察官が現認又は直接届出を受けた物件事故で、次の各号に該当するも	1 左記の事故を認知した場合は、地	1 「届出を受けた」とは、

	<p>の。</p> <p>(1) 物件事故でその違反行為が明確である事故</p> <p>(2) 前記の事故で原因につき当事者双方に異論がなく、かつ、後日紛議をかもすおそれのない事故</p> <p>(3) 前各号の事故であっても、次に掲げるものは除く。</p> <p>ア 警察本部長の指揮を要する事故</p> <p>イ 警察職員が当事者となった事故</p> <p>ウ 身柄を逮捕した事故</p> <p>エ 人身事故に発展するおそれのある事故</p> <p>オ 関係者(当事者)が多数ある事故</p> <p>カ 日本語を解しない外国人による事故</p> <p>キ その他主管課において処理することが適当と認められる事故</p>	<p>地域警察幹部に報告し、その指揮を受けて取調べ、実況見分その他の必要な措置を行い、関係書類を作成して地域警察幹部に提出する。</p> <p>2 地域警察幹部は地域警察官が現場見分を行うときはその都度主管課に連絡する。</p> <p>3 地域課長は、提出された関係書類を審査し、主管課に送付する。</p>	<p>交番、駐在所、本署(口頭又は電話)及び110番通報で受けた場合をいう。</p> <p>2 本署に届出(来署)があった物件事故については、現場見分省略事故に限りパト勤務員又は所在地勤務員が在所しており処理可能な場合は処理するものとする。</p>
--	---	---	--